

# 会津大学教務委員会規程

平成18年4月1日規程第14号

最終改正 2019年4月1日規程第11号

## (趣旨)

第1条 この規程は、会津大学学内運営組織等に関する規程第30条の規定に基づき、教務委員会（以下「委員会」という。）の運営方法その他必要な事項を定めるものとする。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 教育課程及び授業に関すること。
- (2) 試験及び単位の認定に関すること。
- (3) 進級に関すること。
- (4) 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び研修員並びに外国人留学生の入学又は受け入れに係わる審査に関すること。
- (5) その他教務に関する重要事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者によって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 学生部長
- (3) 各部門ごとに選出されたそれぞれ2名の委員
- (4) 文化研究センター及び語学研究センターごとに選出されたそれぞれ1名の委員

## (任期)

第4条 前条第2号及び第3号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

## (会議)

第6条 委員長は会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員会において議決を要する事項は出席委員の過半数によって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長が必要と認める場合は、委員以外の関係者を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(小委員会)

第8条 委員会は、第2条に規定する審議事項について専門的な検討を行うため、必要に応じ小委員会を設置することができる。

- 2 小委員会は、委員長が指名する者をもって組織する。
- 3 小委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 4 小委員会に小委員会委員長を置き、委員長については、教務委員長が指名する。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、事務局学生課が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第3条の組織において、部局長をもって充てることとされている委員以外の委員については、後任の委員が選出又は指名されるまでの間は、平成20年3月31日現在の委員をもって、本規程に基づき選出又は指名された委員とみなす。

附 則

この規程は、平成21年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。